

【HP公開用】

令和2年度

山形地方最低賃金審議会

[第1回]

議 事 録

令和2年7月2日（木）

於 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

1 日 時 令和2年7月2日(木)
13時30分～14時35分

2 場 所 山形労働局 大会議室

3 出席者(委員14名)

(公益委員)
伊藤 吉明 委員
コーエンズ久美子 委員
村山 永 委員
山上 朗 委員

(労側委員)
柏木 実 委員
金子 浩 委員
蒲原 清天 委員
高橋 英樹 委員
長瀬 久子 委員

(使側委員)
岩田 雅史 委員
太田 宏明 委員
加藤 祐悦 委員
丹 哲人 委員
原田 雅人 委員

【欠席委員】(公益委員) 阿部 未央 委員

(山形労働局) 局 長 河西 直人

(事務局) 労働基準部長 中井 正和
賃金室長 阿部 浩志
賃金室長補佐 滝川 純子
賃金指導官 中里 康浩

4 議 事

- (1) 審議会運営規程について
- (2) 山形県最低賃金の改正について(諮問)
- (3) 令和2年度の審議日程について
- (4) 山形県最低賃金専門部会の設置について
- (5) 山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について

5 その他

6 閉 会

令和2年度 第1回 山形地方最低賃金審議会

【R2. 7. 2 (木)】

賃金室長 賃金室長の阿部と申します。よろしくお願ひいたします。
本日はお忙しいところ皆様ご出席いただきましてありがとうございます。
ただ今から、令和2年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

はじめに開催に当たり、山形労働局長の河西からご挨拶を申し上げます。

局 長 山形労働局長の河西でございます。
本日は、委員の皆様方には、ご多忙のところ当会議にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から労働行政とりわけ最低賃金行政に深いご理解とご協力を賜り重ねて感謝を申し上げます。

皆様方には、昨年度から第51期の委員として審議会の方にご出席いただいております。今年度も引き続きましてよろしくお願い申し上げます。

最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の賃金の最低額を保障することによって、労働者の生活の安定、それから事業の公正な競争の確保、さらには国民経済の健全な発展に寄与するという大変重要な役割を担っているところでございます。

昨年度の最低賃金の改正につきましては、委員の皆様方の熱心なご審議をいただきまして、山形県最低賃金につきましては10月から、特定最低賃金については12月から改正発効することができたところでございます。本年度についてですけれども、去る6月26日に中央最低賃金審議会において、目安諮問が行われたということでございます。

今年度は新型コロナウイルス感染拡大による経済への影響なども懸念されるところでございますけれども、山形労働局といたしましては、公労使の委員の皆様方に十分な調査審議がいただけるようしっかりと準備の方を進めていきたいというふうに思っております。

今年度の審議につきましても、皆様方には大変ご苦勞をお掛けすることと思っておりますけれども、何卒よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、会議の冒頭のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

賃金室長 当審議会につきましては、山形地方最低賃金審議会運営規程第6条により審議会会長が議長となることになっております。

会長につきましては、第51期山形地方最低賃金審議会会長として、昨年、山上委員を選出していただいております。

では、規程に基づき山上会長に議事を進めていただきたいと思います。山上会長よろしくお願い申し上げます。

会長 山上でございます。本年もよろしくお願いいたします。
今年も、皆様にご案内のとおり状況でありまして、本審議会の審議につきましても、これまで以上に皆様方にご負担をお掛けするというふうにおもいます。皆様には力を存分に振るっていただき、十分な充実した調査審議を行っていただくためにも私も努めて参りたいと存じますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは、はじめに本日の審議会について、委員の出席状況、公開状況等などについて事務局からの説明をお願いします。

室長 はい、申し上げます。当審議会の委員定数は、審議会令第2条第2項により15名となっております。審議会の開催に必要な定足数は、審議会令第5条第2項で委員の3分の2以上、すなわち10名以上、又は公労使委員の各3分の1以上、すなわち各2名以上の出席が必要となっております。本日は、公益の阿部委員がご欠席ですが、定足数以上のご出席をいただいておりますので、当審議会は無効に成立していることをご報告いたします。

また、本日は、今年度最初の審議会でございますので、ここで委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

本日もご出席の皆様方のうち、前回の令和元年度第6回審議会の時から3名の委員が交代されております。労側の久木委員に代わりまして高橋委員、使側の松田委員、大沼委員に代わって太田委員、原田委員でございます。よろしくお願いいたします。

資料No.1の1としまして、委員名簿を準備してございますのでご覧ください。今年度最初の審議会でございますので、改めて紹介をさせていただきます。

それでは、公益委員から名簿の順にご紹介させていただきます。

(資料No.1-1の名簿の順に紹介)

次に、労働者代表委員を御紹介させていただきます。

(資料No.1-1の名簿の順に紹介)

次に、使用者代表委員を御紹介させていただきます。

(資料No.1-1の名簿の順に紹介)

次に山形労働局長及び事務局職員の紹介をさせていただきます。

山形労働局長の河西です。

次に事務局職員ですが、昨年度からは3名替わっております。

労働基準部長が替わりまして、中井です。

室長補佐の瀧川です。

賃金指導官が替わりまして、中里です。

そして、私も4月から賃金室長となりました阿部でございます。

事務局員一同、精一杯務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、審議会の公開状況について申し上げます。審議会は、本日の審議会を含め原則公開となっており、本日の審議会につきましても6月10日より6月25日までの間、傍聴申込みの公示を行いましたところ、9名の方から申込みがございました。また、報道機関からも5社の申込みがありました。

傍聴席にいらっしゃいますので、ご報告いたします。

なおカメラ撮影については、諮問文手交までを許可しておりますので併せてご報告いたします。以上です。

会 長 それでは、山形県最低賃金を審議するに当たりまして、事務局からの報告をお願いします。

賃金室長 はい、報告いたします。資料№.8の1をご覧ください。6月15日に山形県労働組合総連合による要請行動があり、山形労働局長あて「最低賃金の引上げと中小零細企業支援の拡充、及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請書」の提出がありました。内容については、当審議会にも関わる部分がある内容となっていたことから、要請者に対し当審議会に要請があったことを伝える旨回答したことをご報告いたします。

また、その際、「山形県の最低賃金を直ちに1,000円以上に引上げ、1,500円を目指し、地域間格差を解消し、中小企業支援の拡充を求める要請書」の6,133名分の署名が提出されました。その時お預かりした署名は、このとおりですのでご報告いたします。

次に、資料№.8の2をご覧ください。6月23日に日本労働組合総連合会山形県連合会による要請行動があり、山形労働局長あて「2020年度最低賃金行政に関する要請書」が提出されました。内容につきましては、当審議会にも関わる事項がある内容となっていたことから、要請者に対し当審議会に要請があったことを伝える旨を回答したことをご報告いたします。

また、その際に40,210名分の署名の提出がありました。要請内容は、山形県最低賃金を1,000円以上に引き上げること、基幹的労働者にふさわしい特定最賃の水準を確保すること、使用者に対し最低賃金法の遵守を徹底することというものであり、その時お預かりした署名については、このとおりですのでご報告いたします。

続いて、資料№.8の3をご覧ください。山形県弁護士会会長より、6月29日付けで山形地方最低賃金審議会と山形労働局長のそれぞれに宛てて、「最低賃金額の大幅な引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」の送付を受けておりますので、ご報告いたします。以上でございます。

会 長 それでは議事に入りたいと思いますが、その前に議事録署名委員の指名を行います。労働者側の委員は柏木委員、使用者側委員は丹委員にお願いします。

では議事を進めますが、本日は山形県最低賃金の改正決定について、山形労働局長から諮問を受けることとなっております。

その前に、議事の（２）審議会運営規程及び諮問から答申への流れについて確認したいと思います。事務局からの説明をお願いします。

賃金室長 それではまず、審議会の運営規程について説明させていただきます。資料No.1の2をご覧ください。

資料No.1の2は、山形地方最低賃金審議会運営規程でございます。これについて説明いたします。最低賃金審議会は、最低賃金法第20条から第26条及び最賃審議会令によって運営されることとなりますが、最賃法及び審議会令に定められていない詳細については、この規程により運営されることとなっております。主な条文について説明いたします。

第4条は、審議会は最低賃金の決定又はその改正について、山形労働局長から調査審議を求められたときは、最低賃金法第25条第2項の規定に基づいて専門部会をおく、専門部会に関する運営規程は別にこれを定めるということで、その後のページに専門部会の運営規程がございます。

第6条としまして、会長は会議の議長となり、議事を整理するとなっております。

第7条としましては、会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合や、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には、会長は、会議を非公開とすることができるとなっております。

第8条でございます。会議の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名した委員2人が署名するとなっております。

第9条でございます。会長は、審議会が議決を行ったときは、答申文又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度山形労働局長に送付するということが主な内容でございます。

平成21年5月21日に運営規程の一部に変更がありましたが、それ以降は変更がなく、昨年度と同様でございます。

また、労使委員の方には、令和2年度版の最賃決定要覧を配付させていただいております。これの142ページから最低賃金法などの関係法令となっておりますので、山形地方最低賃金審議会運営規程と併せて、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上が運営規程等の説明になります。内容の詳細等につきましては、昨年と同じですので、ここでの詳しい説明は省略とさせていただきます。諮問から答申への流れについて説明いたします。

本日、地賃の諮問がなされることとなっておりますが、諮問がなされずと運営規程第4条により、審議会は、調査審議を行うため専門部会を置くこととなります。専門部会は、公労使各3名の委員で構成され、実質的な金額審議を行い、その結果を部会長が審議会会長に報告することになります。会長は、結果を受けて審議会で議決し局長に答申することになります。

す。

審議会は、運営規程第7条により原則公開となっておりますが、公開することによって個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれのある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができることとなっております。

以上でございます。

会 長 　ただ今の説明につきまして、何かご質問やご意見などはございませんでしょうか。

（質問等なし）

会 長 　それでは、運営規程等につきましては変更がないということで現行どおり実施したいと思います。

次に、（3）山形県最低賃金の改正について、山形労働局長から諮問を受けることにいたします。

局 長 　（諮問文読み上げ） よろしくお願ひいたします。

（中央にて、局長より会長に諮問文を手交）

（事務局より各委員に諮問文写を配付）

会 長 　カメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきます。

会 長 　それでは、諮問の趣旨についての説明をお願いいたします。

部 長 　それでは、諮問の趣旨について説明させていただきます。ただ今、山形県最低賃金の改正につきましては、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、その理由についてご説明申し上げます。

本県における経済状況につきましては、資料No.3の1令和2年6月発表の山形県経済動向月例報告の3ページをご覧いただきたいと思います。総合判断では、新型コロナウイルス感染症の影響により、悪化が続いている。個人消費については、新型コロナウイルス感染症の影響により悪化が続いており、厳しい状況にある。鉱工業生産は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きがみられる。雇用情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響により、弱い動きがみられるとされております。

一方、資料No.3の6をご覧いただきたいと思います。5月の有効求人倍率は1.10倍となり7か月連続で低下している状況で、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注意を要する状態にあります。

また、本県の最低賃金につきましては、資料No.5の6を参考にしていた

だきたいと思います。毎月勤労統計調査によると、令和2年4月の決まって支給する給与は、前年同月より5人以上の事業所は3.7%減少、30人以上の事業所は6.1%減少となっております。

このような状況の中、6月3日に全世代型社会保障検討会議において、労使の代表委員も出席の下、今年度の最低賃金の在り方について議論が行われましたが、その中で安倍総理は、昨年閣議決定した「より早期に全国加重平均1,000円を目指す」との政府方針を堅持するとした上で、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあり、今は官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題であるとの考えを示され、厚生労働大臣に対し、中小企業、小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう指示があったと承知しています。

山形労働局としましては、引き続き労使の皆様にご協力をいただきながら、雇用調整助成金や第二次補正予算によって新たに始まる休業支援金、給付金等の迅速な支給決定に努めることなどによって、雇用の維持、事業の継続、県民の生活を守っていきたいと考えております。

貴審議会におかれましては、このような状況についても十分ご考慮いただきながら、今年度の山形県最低賃金の改正について調査審議をお願いいたしたく、諮問を行ったところでございます。十分なご審議の程、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 　　ただ今のご説明につきまして、何か質問等ございませんでしょうか。

（質問なし）

会 長 　　それでは、引き続き事務局から関連する資料の説明をしてください。

賃金室長 　　諮問趣旨の背景に関わる資料について説明させていただきます。

資料No.3-1 山形県経済動向月例報告

資料No.3-2 山形県景気動向指数

資料No.3-3 山形県鉱工業指数

資料No.3-4 山形県企業短期経済観測調査結果

資料No.3-5 消費者物価指数

資料No.3-6 雇用情勢

資料No.4 令和2年度春闘各機関別賃上げ集計状況

資料No.5-1 山形県の最低賃金の推移

資料No.5-2 山形県の賃金水準

資料No.5-3 東北6県の最低賃金改正状況

資料No.5-4 東北6県の賃金時間額特性値

資料No.5-5 目安額等の推移及び山形県最低賃金額の推移

資料No.5-6 毎月勤労統計調査地方調査結果速報

資料No.5-7 求人・求職賃金情報：職種別

資料No.6-1 山形市における世帯人員別標準生計費の推移

資料No.6－2山形市における世帯人員1人の標準生計費の推移
資料No.7最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業の状況
資料No.9地域別最低賃金改定の日安諮問文（写）
以上長くなりましたが資料の説明でございます。

会 長 ありがとうございます。ただ今の資料説明について、何か質問等ございましたらお願いいたします。

柏木委員 連合山形の柏木です。質問なんですけれども、資料No.5の7の求人求職賃金情報、職種別パートタイマーとありますが、求職賃金というのをご説明いただきたいと思います。見るとサービスの職業で家庭生活支援サービスの求職賃金750円となっています。これは2020年4月の資料なんですけれども、最低賃金が790円のはずなのに求職賃金が750円というのはどういうことなのかと思いましたので、ご説明をお願いいたします。

蒲原委員 関連でもよろしいでしょうか。同資料でございます。求職の賃金は採用しようというような時の賃金と求人賃金、要するに働いてからの賃金、これらに差異があるのは法律上でも問題ないと思うんですが、実質求職賃金よりも下で働いている方が実際にいるという見方でよろしいかどうか、そこを含めて確認をしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長 いかがでしょうか。

賃金室長 初めの生活支援サービスが750円となっているところにつきましては、職業安定部の方に確認をしてお報告をさせていただければと思います。
また、求職賃金よりも求人賃金が安いということですが、平均で出しておりますのでそういう事態はあるかと思えます。

蒲原委員 はい、ありがとうございます。

会 長 家庭生活支援サービスの求職賃金額については、この場で解決できないので情報を基に確認をするということですね。

賃金室長 確認をさせていただきます。

会 長 柏木委員よろしいでしょうか。

柏木委員 はい。

会 長 他にございませんでしょうか。

(質問なし)

会 長 先程、最低賃金の改正について諮問を受けた訳ですが、これから皆様方と共に調査審議を進めていく訳であります。現時点におきまして労使各側からご意見等があれば承っておきたいと存じますがいかがでしょうか。労働者側ございましたらお願いいたします。

柏木委員 今、労働局さんの方からご説明ありました。これから審議会に向かうに当たってですけれども、私が所属している連合はですね、最低賃金のミニマム水準として単身生活者の最低生活費などを計算した連合のリビングウェイジというのがあるんですけれども、その試算された数値が誰でも1000円だということを掲げております。こういう点から審議会において、特に専門部会においてですけれども、現在の最低賃金の金額の妥当性をこれまでいろいろ問い質しながら、生活できる最低賃金を求めて金額提示を最初に行ってきたております。金額決定の審議については、支払い能力とか賃上げ状況などを踏まえながら公労使での議論を行っている訳ですけれども、現在の最低賃金額を基準にしていくら引き上げるのか、そういった議論であってそれで良いのかという疑問を私は感じているところであります。審議会の中でもよく話が出るんですけれども、10年前の雇用戦略対話において、出来る限り早期に全国最低800円を確保し、全国平均1,000円を目指すと。これは2020年までの指標として合意された訳ですね。これは政労使が合意した訳ですけれども、これまでそれを刻みながらと言うと語弊があるかもしれませんが、そこに向かって10年経ち昨年790円になり、今年度やっと800円。早期にというのが10年で達成なのかという思いもありながら、手が届くところに来たかなという思いがありました。

そういった流れでやってきた訳ですけれども、ここに来て先程いろいろご説明あったとおり新型コロナウイルスの影響もあってですね、最低賃金の引上げというのが、今総理のお言葉を借りると雇用を守ることに全力を尽くすというようなお話がありましたけれども、そういったステップの流れを、これまで刻みながら目標に向かってきた流れを止めないでですね、コロナの影響と最低賃金の引上げは一緒にしてはならないと私は思っているところであります。

生活できる金額として最低賃金を早期に決定し、人の暮らしにもっと優しくなる、そういった金額にしていくべきだと思っておりますので、その思いで審議会に臨みたいと思っております。

会 長 使用者側からございましたらお願いいたします。

丹 委 員 特にないです。専門部会でお話しします。

会 長 他にここでご意見を頂ける方がいらっしゃいましたら、お願いいたします。

(意見なし)

会 長 では、議事を進めてまいります。(4) 審議日程についてであります。今後の審議日程について、事務局案があれば説明をしてください。

賃金室長 今後の審議日程につきましてご説明いたします。

はじめに、資料No.2の1をご覧ください。これは平成29年度から令和元年度の審議会開催状況でございます。昨年度は、本審が6回、地賃専門部会が6回、特定最賃専門部会が合同部会を含めて4つの産業で13回と、合計25回の審議をいただきました。

本年、中央最低賃金審議会では、6月26日に諮問がなされており、目安小委員会での審議が即日6月26日から7月20日までの間で4回開催予定となっております。例年の状況に照らしますと、おそらく7月20日の第4回で結論が出るものと思われませんが、結論が出ればその数日中に中央の最賃審議会が開催されまして、目安額が答申されるという予定となっております。

山形地方最低賃金審議会は、本年度の開催につきましては、本日第1回の審議会を開催させていただき、地域別最低賃金の諮問をさせていただきました。本日以降、参考人からの意見聴取、中央審議会ですした目安答申の伝達、地域最低賃金の答申、特定最低賃金の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申立てが行われた場合の異議審、さらに、特定最低賃金の必要性の答申内容によりますが、特定最低賃金の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。

それで、地域別最低賃金専門部会の審議日程も含め、次のとおりお諮りをいたします。

まず昨年度でございますが、中央の審議会の目安答申が7月31日と遅い日取りでございましたが、山形におきましては10月1日の発効を目指し、そのために8月5日に答申をいただくという日程で進めました。しかし、そのためには中央から目安額が示される前から部会を3回開かなければならず、また、中央の答申後も連日の部会開催としなければならないなど、委員の皆様には大変なご苦勞をお掛けしました。さらに、8月5日に答申をいただいた時点では、青森、秋田、岩手などを含めまして、Dラン

クの他県の状況がほとんどわからないままでの答申となったということもございました。このようなことから、前年度の第6回本審におきまして、委員の皆様から「来年度は10月1日発効に拘らないという方針で行く」ということでの意思統一をいただいたところでございます。そこで、今年度は事務局案としまして、本日7月2日の第1回本審での諮問に続きまして、7月28日に第2回本審で目安額の伝達、8月7日に第3回本審で答申をいただく、8月25日に第4回本審で異議の審議を行うということで、ここで答申のとおりとなった場合ですと10月3日の発効となるものでございます。

地賃の専門部会につきましては、中央から目安が示される前ではあります。7月21日に第1回として部会長の選出等をしていただき、8月7日第3回本審での答申までの間に予備を含めて5回金額審議をしていただき、ということで事務局案を組ませていただきました。

日程の事務局案を再度申し上げます。本日7月2日の第1回本審では地賃の改正諮問が行われました。地賃につきましては、7月21日に第1回の専門部会で部会長、部会長代理の選出と第2回目以降の部会の日程の確定をしていただきます。7月28日の第2回本審では労使の参考人の意見聴取と目安伝達を行います。その後専門部会を7月29、31日、8月4、6日、7日予備日ということで金額審議をお願いし、8月7日午後第3回本審で答申をいただきます。8月25日に第4回本審で地賃の異議申出があれば審議をしていただき、異議が認められなければすぐに官報公示の手続きを行って、10月3日に発効となるという段取りでございます。

また、特定最賃につきましても、8月7日の第3回本審で改正必要性の諮問と審議、8月25日の第4回本審で改正必要性の答申、必要性ありの場合には改正の諮問が行われます。9月下旬から専門部会でのご審議をお願いし、10月22日までに専門部会での結論をいただきまして、10月26日までの間に答申をいただくことで例年どおり12月25日発効ということでご提案いたします。

会 長 　　ただ今説明がありました日程案について、何かご質問、ご意見があればお願いいたします。

（質問等なし）

会 長 　　無いようですので、このような日程で進めてまいりたいと思いますがよろしいでしょうか。では次に、議事の（5）山形県最低賃金専門部会の設置について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 　　山形県最低賃金専門部会の設置と専門部会委員の推薦について申し上

げます。

先程も申し上げましたが、本日、局長より山形県最低賃金の改正決定について諮問を行いましたので、最低賃金法第25条第2項及び山形地方最低賃金審議会運営規程第4条に基づきまして専門部会の設置が必要となります。つきましては、本日より7月16日まで推薦の公示を行い、労使各側から専門部会委員各3名を任命することとなります。公益委員につきましては、本審公益委員の中から3名を任命することとなります。

会 長 　　ただ今の説明について、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

（質問なし）

会 長 　　それでは、このような日程で専門部会を進めてまいります。

次に、議事（6）山形県最低賃金の改正決定に関する意見聴取について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 　　先程、ご了承いただきました7月28日午後1時半から開催する第2回本審におきまして、最低賃金法第25条第5項に基づき、参考人意見聴取を実施することにしたいと思っております。例年同様、労使双方から参考人として各3名の方からご意見をいただきたいと考えておりますが、委員の皆様のご了承をお願いいたします。

なお、関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を本日から7月16日まで行う予定としております。

会 長 　　労使各側ともよろしいでしょうか。よろしくをお願いいたします。

それでは、念のためではありますが、もう一度今後の審議日程について確認をしたいと思います。事務局をお願いします。

賃金室長 　　それでは説明させていただきます。事務局案の日程について了承いただきましたので、第1回専門部会を7月21日午後1時半から開催いたします。そこでは部会長、部会長代理の選出などをしていただきます。また、その日までには未だ中央最低賃金審議会の目安答申はないと思われませんが、それまでに収集した情報等についてお伝えしたいと思います。

第2回の本審を7月28日火曜日の午後1時半から開催し、参考人からの意見聴取を行い、労使各側の意見をお聞きすることとします。その後、引き続き本審委員に目安答申の伝達を行います。

第2回以降の専門部会につきましては、7月29日から8月6日までの間で更に4回開催し、加えて専門部会の予備日として8月7日午前10時からを確保しております。8月7日は午後1時半から第3回の本審を開催

して答申をいただき、その後、特定最賃の必要性の諮問を行います。

8月25日、第4回審議会を開催し、異議の申出があれば異議審を行い、異議が認められなければ官報公示の手続に入ります。また、特定最賃の必要性の答申をいただき、必要性が認められれば、特定最賃の改正諮問を行います。

会 長 この日程を進めてまいりますのでよろしくお願いたします。

それでは、その他となっておりますが、各側から何かご意見等がございましたら、若しくは、特にここでご発言等がございましたらお願いたします。

(意見等なし)

会 長 次回の本審は、関係労使代表者からの参考人意見聴取、目安答申の伝達となります。参考人意見聴取におきましては、参考人としてお出で頂く方々、若しくはその方が属される事業所の内部情報に関することも中にはございますので、参考人意見聴取は非公開としたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

(意見なし)

会 長 それでは、次回の第2回本審の参考人意見聴取は非公開といたします。最後になりますが、先程も申し上げましたとおり本年度の審議会につきましては、例年になく困難なものになり皆様には大変ご負担お掛けすることになるかと存じますが、何卒ご尽力を頂きますよう重ねてお願いを申し上げます。

これで第1回審議会を終了いたします。ありがとうございました。